

令和4年度群馬県新型コロナウイルスワクチン接種医療従事者派遣事業実施要綱  
＜群馬県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業＞

(趣旨)

第1 この要綱は、令和4年度群馬県新型コロナウイルスワクチン接種医療従事者派遣事業費補助金交付要綱に定める補助金の交付の対象となる事業実施にあたり、必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第2 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種（以下「ワクチン接種」という。）について、令和5年3月までの期間中に実施される集団接種の体制を強化するため、ワクチン接種のための医療従事者の確保が困難な地域において、時間外・休日の医療機関からワクチン接種を行う集団接種会場に医療従事者を派遣することで、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種体制を強化することを目的とする。

(事業内容)

第3 対象となる事業は、次のとおりとする。

1 事業内容

ワクチン接種のための医療従事者の確保が困難な地域において、時間外・休日の医療機関からワクチン接種を行う集団接種会場に医療従事者を派遣し、住民に対してワクチン接種を行う。

2 補助対象事業者

県内医療機関（派遣元）

3 対象となる派遣の要件

ア 医療法に基づき厚生労働省が定める都道府県別の医師偏在指標において、本県が医師少数県である状況に鑑み、県内全域を「ワクチン接種のための医療従事者の確保が困難な地域」として、県内全域への派遣を対象とする。

イ 令和4年4月1日から令和5年3月までの期間中に行われる派遣を対象とする。

4 留意事項

ア 「時間外・休日の医療機関」の「時間外・休日」は、診療報酬の時間外加算・休日加算を参考にして、「当該医療機関が表示する診療報酬以外の時間」及び「休日」が該当するものであり、以下が標準となる。

・時間外は、概ね午前8時前と午後6時以降（土曜日の場合は、午前8時前

と正午以降)及び休日以外の日を終日休診日とする医療機関における当該休診日。ただし、午前中及び午後6時以降を診療時間とする医療機関等、標準によることが困難な医療機関については、その表示する診療時間以外の時間をもって時間外として取り扱う。

- ・休日は、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日。なお、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日は、休日として取り扱う。

イ 「集団接種会場」は、新型コロナワクチンの集団接種を行う保健所、保健センター、学校、公民館等が該当する。

ウ 補助対象とする医療従事者は、医師のほか、接種を行う看護師、准看護師、歯科医師、臨床検査技師、救急救命士とする。

エ 補助金額の算出にあたっては、知事が定める期ごとに、補助上限額及び対象経費の所要額を算出することとする。

(補助対象経費等)

第4 補助金の基準額、補助対象経費等は、群馬県新型コロナウイルスワクチン接種医療従事者派遣事業費補助金交付要綱に定めるとおりとする。

(市町村の協力)

第5 県内市町村は、県からの求めに応じ、補助金申請内容の検証に資する情報を提供するよう努めることとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月12日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年9月30日から施行し、令和4年10月1日から適用する。